

阿久根の魅力発信業務委託に係る仕様書

1 基本事項

- (1) 業務名 阿久根の魅力発信業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和4年3月10日まで
- (3) 委託価格の上限 16,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 目的

新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、阿久根市の魅力を発信・情報拡散することにより「阿久根ファン」を獲得し、阿久根市の認知度及びブランドイメージの向上、観光の振興、特産品の販売促進及び新たな交流人口の増加を図ることを目的とする。

3 業務内容

受託者は、阿久根市に興味・関心のある方への情報発信及び地方の観光地や特産品等を探している方へのアプローチを図るために、①質量ともに豊富な食資源、②未来につながるまちづくりへの取組、③観光スポット、④市民の魅力等といった「阿久根の魅力」を理解した上で、次の業務に係る全ての業務を行うものとする。

(1) 企画・構成

ア プロポーザルでの提案内容を基に、本市と協議を行い、企画内容を決定する。

決定した内容を基に、電子雑誌、パンフレット及びイメージ動画の構成を行う。

イ 電子雑誌、パンフレット及びイメージ動画の製作にあつては、本市の交流人口となりうる30代から50代をメインターゲットとして設定した上で、この層において全国的に知名度が高い人物をメッセンジャーとして起用すること。

(2) 電子雑誌の作成

阿久根市内の観光地のほか、特産品に係るストーリーや地域の暮らし等を含めた阿久根のまち全体の魅力が伝わる電子雑誌（16ページ相当）を製作し、当該電子雑誌を記録した電磁的記録媒体及びウェブ上に掲載するURLを本市に提供すること。

(3) パンフレットの作成

前号に規定する電子雑誌と連動するパンフレットを次により作成すること。

ア サイズ等 A5版サイズ、中綴じ、20ページ程度（表紙含む）

イ 印刷 全ページカラー印刷（4色以上刷り）

ウ 紙質 ツヤ有り（コート紙 四六版90kgを想定）

エ 印刷部数 20,000部

- オ 納品場所 阿久根市商工観光課
カ その他 校正回数2回以上

(4) イメージ動画の作成

前2号に規定する電子雑誌及びパンフレットと連動する阿久根のまち全体の魅力が伝わるイメージ動画を作成する。

ア 企画・構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。なお、撮影箇所は市が指定する場合がある。次の内容は、委託業務に含むものとする。

- ・ 資料・素材の収集
- ・ 肖像権や著作権について必要な手続（撮影、編集はもとより、納品後の加工、放映（YouTube等へのアップを含む。）に当たり、肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理を含む。）
- ・ 出演者、協力者、撮影地への交渉・許可
- ・ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

イ 編集

撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。動画の完成までに、本市による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。

動画の内容については次のとおりとする。

- ・ 本市の観光地及び特産品等のコンテンツを必ず入れること。
- ・ 特産品生産者等が方言を使って話した場合や映像等に注釈が必要な場合は、必要に応じて日本語字幕及び音楽（BGM）、字幕、コンピュータグラフィック、イラスト等を適宜挿入すること。

ウ 制作本数及び再生時間

再生時間ごとに次のとおり制作すること。

- ・ 本編 180秒程度 1本
- ・ ダイジェスト版A 60秒程度 1本
- ・ ダイジェスト版B 15秒から30秒程度 1本

エ 成果物の納品

成果物は、次の要件・規格で納品するものとする。

- ・ 動画の規格は、16：9とし、フルハイビジョン（1920×1080）映像とする。
- ・ 当該動画を記録した電磁的記録媒体及び動画投稿サイトYouTubeで配信するURLを本市に提供すること。

(5) 電子雑誌・イメージ動画の配信

上記のほか、業務想定金額の範囲内で実施可能な配信方法を提案し、実施すること。

(6) 成果品の不備

本業務終了後、受託者の責めに帰すべき理由により成果品に不備が発見された場合は、本市の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

4 データの保護、著作権について

(1) 秘密保持

受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た機密に属する情報、また本市が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。業務委託終了後も同様とする。

(2) 第三者提供の禁止

受託者は、本市が事前に承諾した場合を除き、この業務の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(3) 複写・複製の禁止

受託者は、この業務を処理するため、本市から提供された資料等を本市の許諾なく複写又は複製してはならない。

(4) 事故発生時における業務報告

受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

(5) 電磁的記録媒体上の情報の消去

受託者は、受託業務遂行のために、受託者が保持する電磁的記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時に全て消去すること。また、契約解除等が発生した場合においては、速やかに消去すること。

(6) 紛争の処理

映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には受託者の責任において対応し、市は責任を負わない。

5 その他

(1) 本業務に係る一切の費用は、委託料に含むものとする。

(2) 本業務の実施に当たっては、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が示す「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に基づき、感染症対策を徹底すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴い、本業務の実施時期の変更が必要となった場合は、これに応じること。

なお、これらの措置に伴い、契約内容に変更が生じる場合には、阿久根市と協議の上、変更するものとする。

(4) 掲載内容、媒体については、阿久根市指定の内容とし、十分な打合せを行うこと。

(5) ふるさと納税の制度趣旨に反するような、以下の取組み以外の内容とすること。

ア 特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うことを約して、当該特定の者に寄附者を紹介させる方法その他の不当な方法による募集

イ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告

ウ 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供

(6) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

また、受託者は本業務の実施に当たり、個人情報を取扱う場合は、阿久根市個人情報保護条例（平成15年条例第32号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取扱わなければならない。

(7) 本仕様書に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときには、阿久根市商工観光課と協議の上、定めるものとする。